

2011年3月17日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第155号)

国家外貨管理局、 人民元対外貨の通貨オプション取引を一部解禁

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は2011年2月14日付で、『人民元対外貨のオプション取引に関する問題についての通達』(匯発[2011]8号、以下、『通達』という)を公布しました。『通達』はデリバティブ商品の一種である通貨オプションについて規制緩和を図ったもの。従来、中国国内では外貨のみ認められていた通貨オプションが、2011年4月1日以降、人民元の取引も一部、可能となります。

通貨オプション取引は為替リスクのヘッジ手段の1つ。オプションの購入側は一定のプレミアム(オプション料)を支払うことにより、通貨を一定の期日に、一定の相場で売買する権利を有し、逆に売却側は買い手の請求に応じて通貨を売買する義務を負う取引のことを指します。

通貨オプションを通常の先物為替予約と比較した場合、先物為替予約は売買契約を締結した後、必ず実行する必要がありますが、通貨オプションの場合、購入側は通貨を売買する権利は有しているものの、その義務は負っておらず、自己にメリットがあるときにのみ行使可能で、為替差損が発生するときはオプションの放棄が可能というメリットがあり、またリスクはプレミアムに限定されているという特徴があります。

この度、『通達』の施行により、実施可能となる人民元対外貨の通貨オプションは、オプション購入側がオプション満期日にのみ権利の行使が可能な「ヨーロピアンオプション」と呼ばれる標準的なタイプ。また『通達』では、銀行が企業と人民元の通貨オプション取引を行う場合に、企業側は貿易や投資などの実需に基づいたオプションの「購入」のみ行うことができるとし、企業側によるオプションの売渡は原則として認めていないなど、一定の規制を設け、リスク抑制を図っています。

中国政府は近年、クロスボーダー人民元決済の規制緩和など、人民元の国際化に向けた施策を打ち出すとともに、人民元レートの弾力化を強化する動きも見せています。こうした状況下、人民元相場のボラティリティも拡大傾向にあ

るため、金融当局は為替リスクの回避手段である人民元のデリバティブ商品に係る規制緩和を進めており、今年3月からは人民元対外貨の通貨スワップ取引について、銀行・企業間の取引を解禁しました。

『通達』の公布により、新たに人民元対外貨の通貨オプションの取扱も可能となり、為替リスクのヘッジ手法がまた1つ増え、人民元のデリバティブ商品の市場開放がより進展したことになります。ただし国家外貨管理局はこの度の規制緩和につき、「この度解禁したオプション取引はオプション市場の基礎的な段階の措置に過ぎず、今後は段階的にオプション市場の発展を図っていく」としており、将来的に、さらなる規制緩和が実施される可能性もあるため、関連当局の動向を注視していく必要があります。

『通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および8ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。

国家外貨管理局

匯発[2011]8号

『人民元対外貨のオプション取引に関する問題についての通達』

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深セン・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各政策性銀行、国有商業銀行、株式制商業銀行、中国外貨取引センター：

外貨市場をより一層発展させ、企業および銀行により多くの為替リスクのヘッジツールを提供するため、国家外貨管理局(以下、「外管局」という)は人民元対外貨のオプション取引を開始することを決定した。ここに関連する問題について以下のように通知する。

1. 本通達におけるオプションとは、人民元対外貨のプレーンバニラヨーロピアンオプション(以下、「オプション」という)のことを指す。
2. 銀行が顧客に対してオプション業務を取り扱う場合、以下の条件を具備していなければならない。
 - (1) 外管局での届出・認可を受けた先物為替予約業務取扱資格を取得してから3年以上経過し、銀行の外貨管理規定執行状況考課において2年連続してB類以上(B類を含む)であること。
 - (2) 外貨対外貨のオプション取引取扱に関係する経験を有していること。

- (3) 健全なオプション商品取引に係るリスク管理制度および内部統制制度ならびに適切なリスク計量・管理および取引システムを有していること。
 - (4) 外管局が定めるその他の条件。
3. 外管局は銀行の顧客に対するオプション業務に対して届出管理を実施する。
- 銀行およびその拠点機関がオプション業務に係る届出手続を行う場合、先物為替予約業務の市場参入管理プロセスを参照して執行する。
4. 銀行が顧客に対するオプション業務に係る届出申請を行う場合、以下の文書および資料を提出しなければならない。
- (1) 顧客に対するオプション業務開始に係る申請報告、フィージビリティスタディ(外貨対外貨オプション取引の既往取扱状況を含む)および業務計画書。
 - (2) オプション業務に係る内部管理規定制度(業務オペレーションフロー、統計報告制度、会計計算制度等を含むがそれに限るものではない)
 - (3) オプションのプライシングモデル(計量方法および各種パラメータの選択基準および出所を含むがそれに限るものではない)ならびにポジション管理制度。
 - (4) オプション主管人員および主要取引人員リスト、履歴および取得済の関連資格証明書。
 - (5) 取引場所、設備、システムの安全性テスト報告書および1ヵ月を下回らない内部業務シミュレーションテスト報告書。
 - (6) 外貨管理局が要求するその他の文書および資料。
5. 銀行が顧客に対してオプション業務を取り扱う場合、実需原則を堅持し、かつ以下の規定を遵守しなければならない。
- (1) 銀行は、顧客が外貨コールオプションもしくは外貨プットオプションを購入する業務のみ取り扱うことができ、購入済のオプションに対して反対方向のポジションクローズを行う場合を除き、顧客によるオプションの売渡業務を取り扱ってはならない。
 - (2) オプション契約締結前に、銀行は顧客に対して基本商業契約を提供するように要求し、かつ必要な審査確認を行い、顧客が行うオプション業務がヘッジ原則に合致していることを確保しなければならない。

- (3) オプション満期日前に、顧客の基本商業契約に変更が発生し、外貨収支のキャッシュフローに変化が起こった場合、変更証明資料および誓約書を提出した上、銀行の審査・確認を受けた後、顧客側は購入済のオプションに対して対応する金額の反対方向のポジションクローズを行うことができる。反対方向のポジションクローズにより発生する損益は、商業原則に基づき処理する。

銀行は反対方向のポジションクローズが発生した顧客に対して、個別登記制度を構築し、定期的に顧客評価を実施し、リスク管理を強化しなければならない。

- (4) オプション満期日に、顧客が権利を行使する場合、銀行は顧客との間で受渡を行う外貨の受取・支払に対して真実性およびコンプライアンス性の審査を実施しなければならない。顧客のオプション取引に係る外貨の受取・支払範囲は、先物為替予約と同じであり、外貨管理規定に基づき直物外貨の買取・売渡が実施可能な外貨受取・支払に限られる。

顧客が権利を行使する場合、約定した行使価格によってオプション契約の元本全額に対して受渡を行い、原則として差額の受渡を行ってはならない。顧客がその経常項目外貨口座の預金で銀行に口座を開設して外貨プットオプションを購入する場合、全額もしくは差額の受渡を行うことができるが、オプション満期日前に、顧客が当該預金を引き出す場合、対応する金額のオプション契約に対して反対方向のオプションクローズを行わなければならない。

顧客が基本商業契約に変更が発生したことにより外貨収支のキャッシュフローの一部が消失した場合、変更証明資料および誓約書を提出の上、銀行の審査・確認を受けた後、銀行は顧客のオプション契約の元本に対して部分的に権利を行使することができる。

- (5) オプション業務の顧客範囲および取引期間は先物為替予約業務を参照する。
- (6) オプション取引を行う場合、人民元をプレミアムの支払通貨としなければならない。
- (7) 銀行が顧客のためにオプション業務を取り扱う場合、顧客に対してオプション取引のリスクを十分に提示し、かつ顧客の確認書を取得し、顧客がオプション取引のリスクを理解し、かつそれを引き受ける能力があることを確認しなければならない。

6. 銀行が銀行間外貨市場でオプション取引を実施する場合、外管局で届出を行い、オプション取引資格を取得しなければならない。

- (1) 銀行が銀行間外貨市場でのオプション取引の取扱を申請する場合、本通達第2条に定める第2項ないし第4項の条件を具備しているほかに、以下の条件も具備していなければならない。

外管局での届出・認可を受けた人民元対外貨の先物為替予約業務取扱資格を取得してから3年以上経過していること。

中国外貨取引センター(以下、「外貨取引センター」という)のオプション取引システムに関する技術規範に合致するソフト・ハード設備を有していること。

- (2) 銀行は、銀行間外貨市場におけるオプション取引の取扱を単独で申請することができ、または顧客に対するオプション業務も同時に申請することができる。銀行間外貨市場におけるオプション取引の取扱を単独で申請する場合、銀行間外貨市場における人民元対外貨の先物取引に係る市場参入管理の手続を参照して執行する。同時に2種の業務の取扱を申請する場合、銀行本店(外国商業銀行の中国国内支店は本店と見なす)が外管局で届出を行う。
- (3) 銀行が銀行間外貨市場におけるオプション取引の取扱を届出申請する場合、本通達第4条に定める第2項ないし第6項の文書および資料を提出するほかに、以下の文書および資料も提出しなければならない: 銀行間外貨市場におけるオプション取引の取扱に係る申請報告書、フィージビリティスタディ(外貨対外貨オプション取引の既往取扱状況を含む)および業務計画書、外貨取引センターが発行したオプション取引システムに関する技術規範に合致するソフト・ハード設備についての証明書。

7. 銀行がオプション取引を取り扱う場合、オプションの Delta ポジションを外貨の買取・売渡総合ポジションに組み入れて統一管理を行わなければならない。銀行は適切であり公認の計量方法を選択し、合理的で市場水準に適合した仮想前提およびパラメータを選択し、正確に Delta ポジションを計算しなければならない。

銀行が Delta ポジションを計算する方法およびパラメータは原則として外貨取引センターが公布する関連業務ガイドラインを参照する。銀行がその他の方法を選択して Delta ポジションを計算し、業務ガイドラインに基づいて計算した値とは明らかな差異が存在する場合、遅滞なく外管局に対して報告・説明を行わなければならない。

8. マネーブローカーがオプションに係るブローカーサービスを実施する場合、『国家外貨管理局の「マネーブローカーの外貨ブローカー業務管理暫定弁法」印刷・配布に関する通達』(匯発[2008]55号)の規定に基づき、法に従いオプションに係るブローカーサービス資格を取得し、かつコンプライアンスに即した業務を行わなければならない。
9. 銀行は本通達の要求に基づき、外管局にオプション業務に関連する統計報告表を報告・送付しなければならない。

- (1) 銀行は顧客によるオプションの権利行使を先物為替予約契約の履行と見なし、『国家外貨管理局の「銀行の外貨買取・売渡統計制度」印刷配布についての通達』(匯発[2006]42号)の規定に基づき、『銀行の外貨買取・売渡統計月次(四半期)報告表』の先物為替予約の契約履行統計に組み入れなければならない。
- (2) 『銀行の外貨買取・売渡総合ポジション日次報告表』に係る報告表の内容は、本通達添付資料1の要求を執行する。
- (3) 銀行は毎月、月初の10営業日以内に、外管局に対して前月における当該銀行のオプション業務状況を報告しなければならない(添付資料2、3、4)。

10. 外管局は銀行による対顧客および銀行間外貨市場におけるオプション取引に対して監督および管理を実施する。銀行が本通達の規定に違反してオプション業務を取り扱った場合、外管局は『中華人民共和国外国為替管理条例』等の外貨管理法規に基づき処罰を行う。

11. 本通達における関連用語につき、以下のように説明する:

- (1) 「プレーンバニラヨーロピアンオプション」とは、オプションの購入側がオプション満期日当日にのみ権利を行使することができる標準的なオプションのことを指す。
- (2) 「コールオプション」および「プットオプション」: コールオプションとは、オプションの購入側が満期日に行使価格でオプションの売渡側から約定数量の外貨を購入する権利を有していることを指す。プットオプションとは、オプションの購入側が満期日に行使価格でオプションの売渡側に対して約定数量の外貨を売り渡す権利を有していることを指す。
- (3) 「全額受渡」および「差額受渡」: 全額受渡とは、オプション契約満期日に権利を行使するとき、取引双方が約定した行使価格に基づき契約元本全額を実際に引き渡すことを指す。差額受渡とは、オプション契約満期日に権利を行使するとき、取引双方が約定した行使価格と人民元対相応通貨の為替レート仲値との差額に基づき契約元本に対して差金決済を行うことを指す。

12. 本通達は2011年4月1日より実施する。

13. 本通達は外管局が解釈に責任を負う。

外管局各分局、外貨管理部は本通達を受領した後、速やかに管轄内の都市商業銀行、農村商業銀行、農村合作銀行および外資銀行に転送しなければならない。執行中に問題があった場合、外管局国際収支司に連絡すること。

連絡先 : 010-68402304、68402313

2011年2月14日

- 添付資料1 : (銀行)外貨買取・売渡総合ポジション日次報告表(略)
- 添付資料2 : (銀行)顧客に対する人民元対外貨オプション業務統計(略)
- 添付資料3 : (銀行)人民元対外貨オプション取引リスク状況シナリオ分析(略)
- 添付資料4 : (銀行)人民元対外貨オプション取引リスク値(略)

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部 仮訳 】

国家外汇管理局
汇发[2011]8号
《关于人民币对外汇期权交易有关问题的通知》

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行；中国外汇交易中心：

为进一步发展外汇市场，为企业和银行提供更多的汇率避险保值工具，国家外汇管理局（以下简称外汇局）决定推出人民币对外汇期权交易。现就有关问题通知如下：

- 一. 本通知所称期权是指人民币对外汇的普通欧式期权（以下简称期权）。
- 二. 银行开办对客户期权业务应具备下列条件：
 - （一） 取得外汇局备案核准的远期结售汇业务经营资格3年以上，银行执行外汇管理规定情况考核连续两年为B类（含）以上；
 - （二） 具有开展外汇对外汇期权交易的相关经验；
 - （三） 有健全的期权产品交易风险管理制度和内部控制制度及适当的风险计量、管理和交易系统；
 - （四） 外汇局规定的其他条件。
- 三. 外汇局对银行开办客户期权业务实行备案管理。

银行及其分支机构备案期权业务参照执行远期结售汇业务的市场准入管理程序。
- 四. 银行备案申请开办对客户期权业务应提交以下文件和资料：
 - （一） 开办对客户期权业务的申请报告、可行性报告（包括已开展外汇对外汇期权交易的经营状况及业务计划书；
 - （二） 期权业务内部管理规章制度（包括但不限于业务操作流程、统计报告制度、会计核算制度等）；
 - （三） 期权定价模型（包括但不限于计量方法和各项参数的选取标准及来源）和头寸管理制度；
 - （四） 期权主管人员和主要交易人员名单、履历及所获得的相关资格证书；

- (五) 交易场所、设备和系统的安全性测试报告以及不少于 1 个月的内部业务模拟测试报告；
- (六) 外汇局要求的其他文件和资料。

五. 银行对客户办理期权业务应坚持按需原则，并遵守以下规定：

- (一) 银行只能办理客户买入外汇看涨或看跌期权业务，除对已买入的期权进行反向平仓外，不得办理客户卖出期权业务。
- (二) 期权签约前，银行应要求客户提供基础商业合同并进行必要的审核，确保客户叙做期权业务符合套期保值原则。
- (三) 期权到期前，当客户的基础商业合同发生变更而导致外汇收支的现金流变化时，在提供变更证明材料及承诺书并经银行审核确认后，客户方可对已买入的期权进行对应金额的反向平仓。因反向平仓产生的损益，按照商业原则处理。

银行应对发生反向平仓的客户建立逐笔登记制度，定期开展客户评估，加强风险管理。

- (四) 期权到期时，客户如果行权，银行必须对客户交割的外汇收支进行真实性和合规性审核。客户期权交易的外汇收支范围与远期结售汇相同，限于按照外汇管理规定可办理即期结售汇的外汇收支。

客户行权应以约定的执行价格对期权合约本金全额交割，原则上不得进行差额交割。客户以其经常项目外汇账户存款在开户银行叙做买入外汇看跌期权，可以进行全额或差额交割，但期权到期前，客户若支取该存款，须将对应金额的期权合约进行反向平仓。

客户如因基础商业合同发生变更而导致外汇收支的现金流部分消失，在提供变更证明材料及承诺书并经银行审核确认后，银行可以为客户的期权合约本金办理部分行权。

- (五) 期权业务的客户范围和交易期限比照远期结售汇业务。
- (六) 期权交易应以人民币作为期权费币种。
- (七) 银行为客户办理期权业务，应向客户充分揭示期权交易的风险并取得客户的确认函，确认其已理解并有能力承担期权交易的风险。

六. 银行在银行间外汇市场开展期权交易，应向外汇局备案取得期权交易资格。

- (一) 银行申请开展银行间外汇市场期权交易，除应具备本通知第二条规定的第（二）至（四）项条件外，还应具备以下条件：取得外汇局备案核准的银行间外汇市场人民币外汇远期交易资格 3 年以上；具有符合中国外汇交易中心（以下简称外汇交易中心）的期权交易系统技术规范的软硬件设备。
- (二) 银行可以单独开办银行间外汇市场期权交易或与对客户期权业务同时申请。如单独申请开办银行间外汇市场期权交易，参照执行银行间外汇市场人民币外汇远期交易的市场准入管理程序；如同时申请开办两项业务，由银行总行（外国商业银行在中国境内分行视同为总行）向外汇局备案。
- (三) 银行备案申请开展银行间外汇市场期权交易，除应提交本通知第四条规定的第（二）至（六）项文件和资料外，还应提交以下文件和资料：开展银行间外汇市场期权交易的申请报告、可行性报告（包括已开展外币对期权交易的经营状况）及业务计划书；由外汇交易中心出具的符合期权交易系统技术规范的软硬件设备的证明。

七. 银行办理期权业务，应将期权的 Delta 头寸纳入结售汇综合头寸统一管理。银行应选择适当和公认的计量方法，基于合理的、符合市场水平的假设前提和参数，准确计量 Delta 头寸。

银行计量 Delta 头寸的方法和参数原则上参照外汇交易中心发布的有关业务指引。银行因选择其他方法计量 Delta 头寸而与按照业务指引计量的值存在明显差异的，应及时向外汇局报告说明。

八. 货币经纪公司开展期权经纪服务，应按照《国家外汇管理局关于印发〈货币经纪公司外汇经纪业务管理暂行办法〉的通知》（汇发[2008]55 号）的规定，依法取得期权经纪服务资格并合规开展业务。

九. 银行应按照本通知的要求，向外汇局报送期权业务相关统计报表。

- (一) 银行应将客户对期权的行权视为远期结售汇履约，按照《国家外汇管理局关于印发〈银行结售汇统计制度〉的通知》（汇发[2006]42 号）的规定，纳入《银行结售汇统计月（旬）报表》的远期结售汇履约统计。
- (二) 《银行结售汇综合头寸日报表》的报表内容执行本通知附件 1 的要求。
- (三) 银行应于每月前 10 个工作日，向外汇局报告上月本行的期权业务状况（附件 2、3 和 4）。

十. 外汇局对银行对客户和银行间外汇市场期权交易实施监督和管理。银行违反本通知规定办理期权业务，外汇局将依据《中华人民共和国外汇管理条例》等有关外汇管理法规进行处罚。

十一. 本通知中有关用语说明如下：

(一) “普通欧式期权”：指买入期权的一方只能在期权到期日当天才能执行的标准期权。

(二) “看涨期权”和“看跌期权”：看涨期权指期权买方有权在到期日以执行价格从期权卖方买入约定数量的外汇；看跌期权指期权买方有权在到期日以执行价格向期权卖方卖出约定数量的外汇。

(三) “全额交割”和“差额交割”：全额交割指期权合约到期行权时，交易双方按照约定的执行价格对合约本金全额实际交付；差额交割指期权合约到期行权时，交易双方按照约定的执行价格与到期日人民币对相应货币汇率中间价的差额对合约本金轧差交割。

十二. 本通知自 2011 年 4 月 1 日起实施。

十三. 本通知由外汇局负责解释。

外汇局各分局、外汇管理部接到本通知后，应即转发辖内城市商业银行、农村商业银行、农村合作银行和外资银行。执行中如遇问题，请与外汇局国际收支司联系。联系电话：010-68402304、68402313。

二〇一一年二月十四日

附件一：（ 银行）结售汇综合头寸日报表（略）

附件二：（ 银行）对客户人民币对外汇期权业务统计（略）

附件三：（ 银行）人民币对外汇期权交易风险状况分析（略）

附件四：（ 银行）人民币对外汇期权交易风险值（略）

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。